

塩山中学校・塩山北中学校 統合だより

令和4年12月23日発行

【創刊号】

編集・発行

甲州市教育委員会

教育総務課

このたよりは、塩山中学校と塩山北中学校の統合についての協議の状況等を保護者の皆様にお知らせするため、今後、発行していきます

塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校 令和7年4月の統合が正式決定

令和4年12月21日の甲州市議会本会議で「甲州市学校設置条例及び甲州市学校体育施設開放条例の一部を改正する条例」が、原案どおり可決、成立しました。

また、12月22日の定例教育委員会において「甲州市立小中学校児童生徒の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について審議され、原案のとおり可決されました。

これにより、塩山中学校、塩山北中学校及び神金第二中学校の統合が正式決定しました。

統合期日：令和7年4月1日

塩山中学校、塩山北中学校と教育委員会により 令和5年度からの教育課程統一に向け協議開始

塩山北中学校、塩山中学校と市教育委員会において、令和7年4月の統合に向けて、まずは、塩山北中学校と塩山中学校の令和5年度からの教育課程の統一化と、統合準備委員会（仮称）の設置の準備を進めるための協議を開始しました。

今後、生徒の交流活動、統合に向けて、令和5年度当初での統合準備委員会（仮称）の設置に向けた準備を進めてまいります。

塩山北中学校と塩山中学校再編に関する相談窓口について

塩山北中学校、塩山中学校の統合に向けた、ご相談、質問等については、甲州市教育委員会教育総務課 教育総務担当までお問い合わせください。[電話0553-32-1412（課直通）]

また、塩山北中学区の大藤小学校、神金小学校、玉宮小学校においては、各校に中学校統合についての相談受付等の協力をお願いしておりますので、まずは、学校にご相談ください。

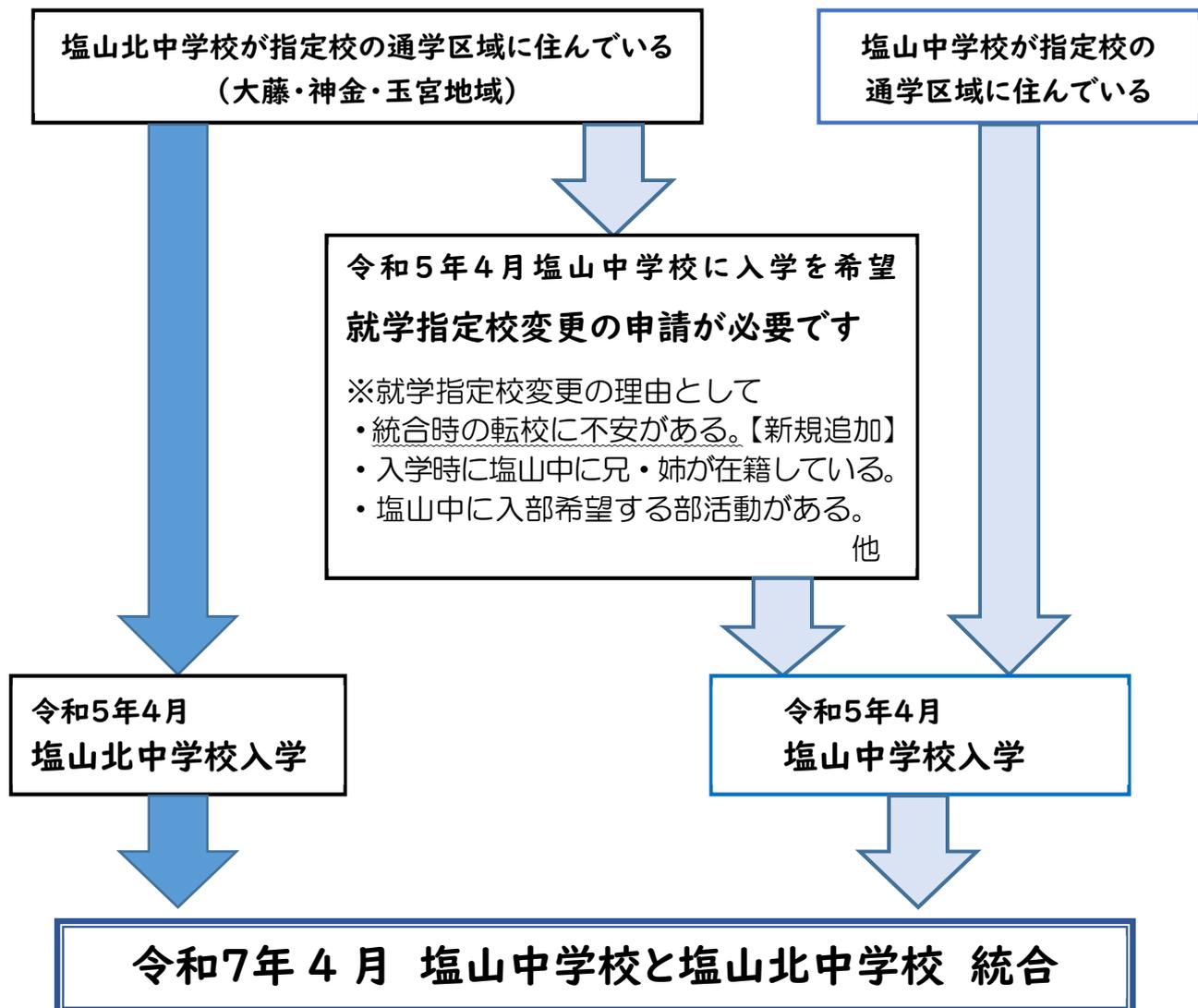
指定校変更の要件に「中学校統合」を追加します。

「統合時の転校に不安がある場合（統合時に転校することを望まない。）」を統合までの期間に限り、指定校の変更の要件に追加します。

塩山北中学区の保護者の皆様から、これまでの説明会、7月の保護者意見交換会において要望いただいております「中学校再編」を理由とした指定校の変更について、教育委員会で審議を重ねた結果、保護者の要望に応え、大藤、神金、玉宮地区に居住し、塩山北中学校が就学指定校となる児童については、就学指定校の変更申請の要件として「統合時の転校に不安がある場合」を認めるものとし、令和5年度中学校入学者から指定校変更の要件に追加します。

なお、「統合時の転校に不安がある場合」を要件とした指定校変更の申請受付は、令和5年1月からとなります。同理由での申請をされる場合、事前に教育総務課 学校教育担当までお問い合わせください。

中学校統合までの間の入学等対応策 フローチャート【令和4年度版】



問い合わせ先 甲州市教育委員会 教育総務課 電話 0553-32-1412(課直通)